

ご利用にあたって

1 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業活動の実態を明らかにすることを目的としています。

2 根拠法規

統計法(昭和22年法律第18号)及びこれに基づく商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)に基づいて実施します。

3 調査期日

平成14年6月1日現在です。

この調査は、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年(調査の2年後)に簡易な調査を実施することになっています。

なお、年次別の調査期日は、以下のとおりです。

回	調査期日	調査の種類	回	調査期日	調査の種類
1	昭和27年9月1日	卸売・小売業、飲食店	14	昭和54年6月1日	"
2	昭和29年9月1日	"	15	昭和57年6月1日	"
3	昭和31年7月1日	"	16	昭和60年5月1日	卸売・小売業
4	昭和33年7月1日	"	"	昭和61年10月1日	一般飲食店
5	昭和35年6月1日	"	17	昭和63年6月1日	卸売・小売業
6	昭和37年7月1日	"	"	平成元年10月1日	一般飲食店
7	昭和39年7月1日	"	18	平成3年7月1日	卸売・小売業
8	昭和41年7月1日	"	"	平成4年10月1日	一般飲食店
9	昭和43年7月1日	"	19	平成6年7月1日	卸売・小売業
10	昭和45年6月1日	"	20	平成9年6月1日	"
11	昭和47年5月1日	"	21	平成11年7月1日	"(簡易調査)
12	昭和49年5月1日	"	22	平成14年6月1日	卸売・小売業
13	昭和51年5月1日	卸売・小売業、飲食店			

4 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類J - 卸売・小売業」に属する事業所(以下商店とします)が対象となります。

例えば、官公庁、学校、会社などの構内にある別経営の商店、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象としますが、駅の改札構内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など、料金を払って出入りする有料施設内にある事業所は民営であっても調査の対象にはなりません。ただし、公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の商店は対象となります。

5 主な用語の説明

(1) 商店

主として、有体的商品の売買業務を行っている事業所をいいます。

【卸売業】

卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ア 小売業者または他の卸売業者に商品を販売するもの。
- イ 産業用使用者（工場、鉱山、建設、官公庁、学校、病院、ホテル等）に商品を大量または多額に販売するもの。
- ウ 主として業務用に使用される商品（事務用機械、産業用機械、建設材料等）を販売するもの。
- エ 製造業者が、別の場所に経営している事業所で、自社製品を卸売するもの。
- オ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行うもの。
- カ 他人または他の事業所のために商品の売買の代理行為を行うもの、または仲立人として商品の売買のあっせんを行うもの。

【小売業】

小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ア 個人用または家庭用消費のために商品を販売するもの。
- イ 産業用使用者に少量または小額の商品を販売するもの。
- ウ 商品を小売し、かつ同種商品の修理を行うもの。
- エ 製造した商品をその場で個人または家庭用消費者に販売するもの。
- オ ガソリンスタンド
- カ 主として無店舗販売を行うもの。

（２） 従業者数

平成14年6月1日現在で、その商店に所属している者（「個人事業主及び無給家族従業者」、「会社及び団体の有給役員」、「常用雇用者（平成14年の4月と5月にそれぞれ18日以上雇用され、調査日現在も雇用されている臨時雇用者を含む）」の計）をいいます。

（３） 年間販売額

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間の商品販売額をいいます。
なお、年間販売額には消費税額を含みます。

（４） 売場面積（小売業のみ）

平成14年6月1日現在で、商店が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積をいいます。ただし、牛乳小売業・自動車（新車、中古車）小売業・建具（製造、非製造）小売業・畳（製造、非製造）小売業・ガソリンスタンド及び新聞小売業は除きます。

（５） 地域区分

地域区分については、次のとおりとします。

桑名・員弁生活創造圏...桑名市、多度町、長島町、木曾岬町、北勢町、員弁町、大安町、東員町、藤原町

四日市生活創造圏...四日市市、菰野町、楠町、朝日町、川越町

伊賀生活創造圏...上野市、名張市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町

鈴鹿・亀山生活創造圏...鈴鹿市、亀山市、関町

津・久居生活創造圏...津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、
白山町、嬉野町、美杉村

松阪・紀勢生活創造圏...松阪市、三雲町、飯南町、飯高町、多気町、明和町、大台町、勢和村、
宮川村、大宮町、紀勢町、大内山村

伊勢志摩生活創造圏...伊勢市、鳥羽市、玉城町、二見町、小俣町、南勢町、南島町、御園村、
度会町、浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町

尾鷲生活創造圏...尾鷲市、紀伊長島町、海山町

熊野生活創造圏...熊野市、御浜町、紀宝町、紀和町、鵜殿村

6 産業分類について

(1) 一般的な方法

取扱い商品が単品の場合は、商品分類番号4桁で細分類を決定します。

取扱い商品が複数の商品にわたる場合は、まず、商品分類番号上2桁の卸売品目の合計(49～54)と小売品目の合計(55～60)を比較し、その販売額の大きさにより、卸売業か小売業に決定します。次に、その上2桁の番号を同じくする商品の販売額をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので中分類(上2桁番号)を決定し、同様に小分類(上3桁番号)と、順をおって産業分類を決定します。

(2) 特殊な方法

例外的な産業分類の格付け方法を行っているものは、次のとおりです。

分類番号	産業分類
4911	各種商品卸売業(従業者が100人以上のもの)
4919	その他の各種商品卸売業
5511	百貨店、総合スーパー
5599	その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)
5711	各種食料品小売業
5791	コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)
6091	たばこ・喫煙具専門小売業

「4911 各種商品卸売業」

卸売業の「小分類番号501」から「同549」までの小分類を生産財(501、522、523、524)、資本財(521、531、532、533、539)、消費財(502、511、512、541、542、549)の3財に分け、3財にわたる商品を販売し、各財の販売額が卸売販売額の10%以上の事業所で、従業者が100人以上の事業所を「4911 各種商品卸売業」に格付けします。

「4919 その他の各種商品卸売業」

卸売業の「小分類番号501」から「同549」までの小分類を生産財(501、522、523、524)、資本財(521、531、532、533、539)、消費財(502、511、512、541、542、549)の3財に分け、3財にわた

る商品を販売し、各財の販売額が卸売販売額の50%に満たない事業所で、従業員が100人未満の事業所を「4919 その他の各種商品卸売業」に格付けします。

「百貨店、総合スーパー」

衣(中分類56)、食(同57)、住(同58、59、60)にわたる商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の事業所で、かつ、従業員が50人以上の事業所を「5511 百貨店、総合スーパー」に格付けします。

「5599 その他の各種商品小売業」

衣(中分類56)、食(同57)、住(同58、59、60)にわたる商品を小売し、そのいずれも小売販売額の50%に満たない事業所で、かつ、従業員が50人未満の事業所を「5599 その他の各種商品小売業」に格付けします。

「5711 各種食料品小売業」

「57 飲食料品小売業」の小分類572から579までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の50%に満たない事務所を「5711 各種食料品小売業」に格付けします。

「コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」

「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、食料品を取り扱い、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所を格付けします。

「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

販売額に占めるたばこ、喫煙具の販売額が90%以上あるときは「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」に格付けします。ただし、90%に満たないときは、たばこ・喫煙具以外の商品の販売額によって格付けします。

7 注意事項

(1) 統計表中の記号は次のとおりです。

「-」...該当がないもの、または調査していないもの。

「0」...単位未満のもの。

「 」...減少したもの。

「X」...当該項目に属する商店が2以下であるため秘密保護の観点から数値を秘匿した箇所。また、3商店以上であっても他との関連により秘匿の必要が認められる場合には秘匿を行いました。

(2) 単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

(3) 表中の「前回」とは、平成11年7月1日現在で実施した平成11年商業統計調査です。

(4) この結果表は主要調査項目について県が独自に集計したものであり、経済産業省が公表した数値とは相違する場合があります。

この報告書についての照会は、下記までお願いいたします。

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総合企画局統計調査チーム

電話 (059)224-2052 (直通)